## ひだしんさるぼぼ倶楽部 ファミリー店利用規約

飛驒信用組合(以下「ひだしん」といいます。)は、「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」(第1条第1項に規定するものをいいます。)の利用について、以下のとおり規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

### 第1条 (定義)

本規約において「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」とは、ひだしんの取引先である事業者が、利用者(第3項の利用者をいいます。)に対し、取引に際して一定の特典を提供することにより、利用者の便益を図るとともに、事業者の顧客の開拓を促進することを目的とした制度をいいます。

- 2 本規約において「ファミリー店」とは、第5条第4項のファミリー店登録をした事業者 をいいます。
- 3 本規約において「利用者」とは、ファミリー店を利用する、ひだしんさるぼぼ倶楽部の 会員をいいます。

### 第2条 (規約の適用)

本規約は、利用者及びファミリー店として登録し、又は登録しようとする事業者(以下「利用者等」といいます。)に適用されます。

- 2 名目の如何を問わず、ひだしんが「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の利用に際して別途定める規定等は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 利用者等は、本規約の内容に同意した上でひだしんさるぼぼ倶楽部を利用するものとし、 その利用にあたっては、法令、通達、公序良俗等(以下「法令等」といいます。)並びに 本規約、前項の規定等(以下「本規約等」といいます。)を遵守するものとします。

#### 第3条 (規約の変更)

ひだしんは、事前の告知を要することなく、かつ利用者等の承諾なしに、本規約を変更することができます。この場合には、「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の利用条件は、変更後の本規約によります。

2 ひだしんは、前項の変更後の本規約を、別途定める場合を除いて、ひだしんが運営する ウェブサイト (URL: <a href="http://www.hidashin.jp">http://www.hidashin.jp</a> 以下「ひだしんウェブサイト」といい ます。)上に掲載するものとし、当該規約は、それが掲載された時点より、効力を生じる ものとします。

### 第4条 (ファミリー店の利用)

利用者は、本規約等の内容に同意した上で「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」を利用するものとし、その利用にあたっては、法令等及び本規約等を遵守するものとします。

- 2 利用者は、ひだしんが発行する会員証を提示することにより、ファミリー店で一定の商品又は役務を購入するにあたって、予め定められた特典を受けることができます。
- 3 利用者がファミリー店と行う取引は、当該利用者と当該ファミリー店との間の直接取引です。ひだしんがファミリー店にファミリー店としての表示を認めていることは、当該ファミリー店が提供する商品又は役務の適法性、妥当性、品質等を何ら保証するものではなく、又、ひだしんは取引の当事者とはならないものであって、取引について何ら責任を負うものではありません。

### 第5条 (ファミリー店登録)

利用者等は、「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店登録申込書」記載の募集要領及び、本規約等の内容を理解し、同意した上で、必要事項を記入した「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店登録申込書」をひだしんに提出して、ファミリー店登録を申込むことができます。

- 2 登録申込者は、ファミリー店であることを店頭で表示することにより、自己とひだしんとの間で取引があるとの事実が不特定多数の第三者に明らかになることを事前に了承した上で、前項の申込をすることとします。
- 3 ひだしんは、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、第1項の申込をした 登録申込者をファミリー店として登録しないことができます。

- (1) 登録申込者が既にファミリー店としての登録を受けた者である場合
- (2) 登録申込者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清 算開始の申立その他これに類する倒産手続の開始申立を受けた者である場合又は手 形交換所の取引停止処分を受けた者である場合
- (3) 自然人である登録申込者が、後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた者である場合
- (4) 登録申込者が、ファミリー店としての事業に必要な許認可等を取得していない場合
- (5) ひだしんとの取引の状況等から、登録申込者にファミリー店としての登録を認めることが不適当であると認められる場合
- (6) 登録申込者が過去に本規約等の違反等によりファミリー店としての登録を取り消されたことがある場合又は第1項の申込に対しファミリー店登録しないこととされたことがある場合
- (7) 登録申込者が次のいずれかに該当する場合
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
  - ⑥その他前各号に準ずる者
- (8) 登録申込者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いて行う要求行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてひだしんの信用を毀損し、又はひだ しんの業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (9) 登録申込者がファミリー店として利用者に対して提供することが予測される商品もしくは役務又は特典の内容が、法令等、本規約等又は「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の目的に照らして相当でない場合
- (10) その他登録申込者又はその事業内容等について、ファミリー店としての登録を認めることが不適当であるとひだしんが判断する場合
- 4 ひだしんは、前項の規定に基づきファミリー店としての登録をしない場合を除いて、登録申込者をファミリー店として登録するものとします。この場合には、ひだしんは、登録申込者に対してファミリー店用のステッカー等を交付するものとします。
- 5 ひだしんが第1項の申込に対してファミリー店として登録をしない場合であっても、ひだしんはその理由を開示する義務を負いません。又、登録申込者は、ファミリー店として登録されないことについて異議申立等を行うことはできません。
- 6 ファミリー店は、第1項の「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店登録申込書」に記入 した情報がひだしんウェブサイト上に掲載されることに同意するものとします。
- 7 ファミリー店は、第1項の「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店登録申込書」に記入した事項に変更があった場合には、すみやかに、所定の方法によりひだしんに対し、変更の届出を行うものとします。
- 8 ファミリー店が前項の届出を怠ったために生じた損害については、ひだしんは、一切責任を負いません。

### 第6条 (ファミリー店)

ファミリー店は、自己がファミリー店であることが利用者に明らかになるように、原則 として店頭に前条第4項後段のステッカー等を貼付しなければなりません。

- 2 ファミリー店は、法令等及び本規約等の範囲内で特典を設定し、当該ファミリー店を利用した利用者に対して提供するものとします。
- 3 ファミリー店は、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等もしくは本規約等に違反する内容又はひだしんその他第三者に不利益を与える内容の特典を設定してはなりません。

- 4 ファミリー店は、ファミリー店としての取引を行うにあたっては、自己が提供しようとする商品又は役務について、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等により要求される事項を正確に表示し、その他利用者に対し正確かつ十分な情報を提供しなければなりません。
- 5 ファミリー店は、ひだしんが当該ファミリー店又は当該ファミリー店にかかる取引内容 もしくは特典内容を紹介、宣伝できることについて、予め同意するものとします。

### 第7条 (ファミリー店としての取引上の注意)

ファミリー店は、ファミリー店としての取引を行うにあたっては、事前に取引に必要な 許認可等を取得しなければなりません。

- 2 ファミリー店は、ファミリー店としての取引を行うにあたっては、利用者に対して誠実 な対応を行わなければなりません。
- 3 ファミリー店は、ファミリー店としての取引を行うにあたって取得した利用者の個人情報を、法令等に従い適切に管理しなければなりません。

## 第8条 (ファミリー店登録の抹消)

ファミリー店は、いつでも、ひだしん所定の方法により、ひだしんに対し、ファミリー 店登録の抹消を申請することができます。この場合には、ひだしんは、すみやかに当該ファミリー店にかかるファミリー店登録を抹消するものとします。

- 2 ひだしんは、ファミリー店が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、当該ファミリー店の承諾なく、又通知を要することなしに、当該ファミリー店にかかるファミリー店登録を抹消することができるものとします。
  - (1) ファミリー店とひだしんとの取引が終了した場合
  - (2) ファミリー店について電話、電子メール等による連絡がとれない場合又は届出のあった事業者の住所地に宛てて発送した郵便物が返送された場合
  - (3) 法令等もしくは本規約等に違反し、又はこれらに基づく義務の全部もしくは一部を 履行せず、ひだしんが相当の期間を定めてその是正等を催告したにもかかわらず、 当該期間内に是正等がなされない場合
  - (4) 利用者に対する対応が著しく不適切で、ひだしんが相当の期間を定めてその是正を 催告したにもかかわらず、当該期間内に是正がなされない場合
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始又はこれらに類する倒産手続の開始の申立があった場合
  - (6) ファミリー店の財産につき差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあった場合又は滞納処分を受けた場合
  - (7) 支払停止若しくは支払不能となった場合又は手形若しくは小切手の不渡りがあった 場合
  - (8) 法人であるファミリー店が合併、会社分割、事業の全部譲渡等を行い、法人としての同一性を喪失した場合
  - (9) 自然人であるファミリー店が死亡し、又は後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
  - (10) 第5条第3項第7号又は、第8号に該当する場合
  - (11) ファミリー店として利用者に対して提供し、又は提供することが予測される商品もしくは役務又は特典の内容が、法令等、本規約等又は「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の目的に照らして相当でない場合
  - (12) その他ファミリー店としての登録を維持することが著しく不適当であるとひだし んが判断する場合
- 3 前項の規定に基づきひだしんがファミリー店登録の抹消を行った場合であっても、その 理由を開示する義務を負いません。又、ファミリー店は、登録の抹消について異議申立等 を行うことはできません。
- 4 ひだしんが第2項の措置をとったことにより、ファミリー店又は利用者が取引を行う ことができず、これにより損害が発生したとしても、ひだしんは、一切の責任を負いませ ん。

# 第9条 (ひだしんによる個人情報の取扱い)

ひだしんは、法令等、本規約等及びプライバシーポリシーに従い、適切に利用者等の個人情報を取り扱うものとします。

2 登録申込書その他本規約等に基づきファミリー店又は登録申込者がひだしんに提出する書類(以下この項において「登録申込書等」といいます。)に記載された情報は、ひだしんによる登録等の判断、一般への公開、「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の運営並びにひだしんが提供するサービスに関するお知らせ等のために利用します。又、ひだしんが登録申込書等を受け取る際にファミリー店又は登録申込者に明示した利用目的がある場合には、当該登録申込書等に記載された情報は当該利用目的のために利用します。

# 第10条 (「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の終了)

ひだしんは、ウェブサイト上に事前に告知を掲載した上で、「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」を終了することができるものとします。

2 ひだしんは、「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」を終了したことにより利用者等に損害が発生した場合であっても一切の責任を負いません。

#### 第11条 (免責)

他に定めるもののほか、ひだしんに故意又は重大な過失がある場合を除いては、利用者 等が「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」を利用したことにより当該利用者等又は第 三者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

2 ひだしんが損害について責任を負う場合であっても、その損害は通常損害に限定されるものとします。

### 第12条 (届出の独立性等)

本規約等に定める届出は、ひだしんとの各種手続きと連動しませんので、ひだしんが定める各種手続きは別途行う必要があります。

2 本規約等に定める「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店登録申込書」及び届出書は、 ひだしんがこれらにかかる申込や届出を承認するか否かを問わず、ファミリー店に返却い たしません。

### 第13条 (地位等の譲渡禁止)

利用者等は、ひだしんの事前の書面による承諾がある場合を除いては、本規約等若しくは本規約等に基づく「ひだしんさるぼぼ倶楽部ファミリー店」の利用に基づく地位又はこれらから生ずる権利義務の一部又は全部を、第三者に対して譲渡、質入れその他の方法により処分してはなりません。

### 第14条 (誠実協議条項)

ひだしん及び利用者等は、本規約等の内容又は本規約等に定めのない事項につき疑義が 生じた場合には、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

#### 附則

本規約は、平成24年9月3日から実施します。